1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価 ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産………………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・再調達原価

- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的有価証券…………………………貸却原価法(定額法)
 - ② 満期保有目的以外の有価証券

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価(又は償却原価法(定額法))

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・出資金額

- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除きます。) · · · · · · 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年~50年

工作物 3年~60年

物品 3年~50年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・・定額法
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

- (4) 引当金の計上基準及び算定方法
 - ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を 計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する 法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

- (5) リース取引の処理方法
 - ① ファイナンス・リース取引
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額 が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(1年以内の短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含む。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

- (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 固定資産の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 100 万円 (美術品は 300 万円) 以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税法基本通達第7章第8節によっています。

ただし、同通達においては、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合において、その金額が60万円に満たない場合は修繕費とすることとされていますが、金額が100万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

	確定債務額	履行すべき額が確定していない		4/A \$5	
団体(会計)名		損失補償債務等			
		損失補償等引当金	貸借対照表	───────総額	
		計上額	未計上額		
日野市土地開発公社	-	443 百万円	- 百万円	443 百万円	
計	-	443 百万円	- 百万円	443 百万円	

(2) 係争中の訴訟等

現在係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものありません。

3 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
 - ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
 - 一般会計

区画整理事業特別会計

- ② 一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲は一致しております。
- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 — (▲ 8.48) %

連結実質赤字比率 — (▲13.36)%

実質公債費比率 ▲1.7 % 将来負担比率 10.6 %

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 なし
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 572 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産のうち、活用が図られていないもので売却を予定しているもの

イ 内訳

 事業用資産
 159
 百万円

 土地
 159
 百万円

平成30年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

- ② 減債基金に係る積立不足額 なし
- ③ 基金借入金(繰替運用) なし
- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 22,501 百万円
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模34,394 百万円元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額3,547 百万円将来負担額69,833 百万円充当可能基金額14,595 百万円特定財源見込額17,169 百万円

(3) 資金収支計算書に係る事項

- ① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容
 - ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

イ 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

- ② 基礎的財政収支 1,250 百万円
- ③ 既存の決算情報との関連性

	収入(歳	表入)	支出(綜	选 出)
歳入歳出決算書	66,268	百万円	63,328	百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	3,720	百万円	3,452	百万円
相殺消去に伴う差額	Δ1,116	百万円	Δ1,116	百万円
繰越金に伴う差額	△2,515	百万円	-	百万円
資金収支計算書	66,357	百万円	65,664	百万円

・地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに

対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計 算書は一部の特別会計(土地区画整理事業特別会計)の分について相違します。

- ・一般会計と特別会計間の取引について相殺消去を行っている分について相違します。
- ・歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相 違します

④ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額

業務活動収支	2,634 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,700 百万円
未収債権、未払債務等の増減	1,086 百万円
減価償却費	△3,011 百万円
賞与等引当金繰入額	△725 百万円
退職手当引当金繰入額	△327 百万円
徴収不能引当金繰入額	△58 百万円
資産除売却益 (損)	73 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	1,372 百万円

⑤ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。 なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

- 一時借入金の限度額 30 百万円
- 一時借入金に係る利子額 なし